


報道機関各位

令和元年(2019年)5月28日(火) 配付

項 目	「令和元年 オホーツク管内指導農業士・農業士会夏期研修会」の開催について
配付資料	○令和元年 オホーツク管内指導農業士・農業士会夏期研修会開催要領 ○北海道指導農業士制度の概要
内容及び報道に当たったのお願い	<p>道では、次代を担う農業青年等の育成に貢献される方などを指導農業士及び農業士として認定しています。</p> <p>管内で認定された指導農業士・農業士による「オホーツク管内指導農業士・農業士会」では、相互の情報交換や、資質向上を図る研修会を毎年開催しています。</p> <p>今年度は、遠湧地域（湧別町内）において次により開催予定ですので、お知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開催日時 令和元年（2019年）6月12日（水） 10：30～16：20 ※全行程貸切バスにより移動</p> <p>2 開催場所 湧別町 現地ほ場 ほか（詳細は別紙のとおり）</p> <p>3 主 催 オホーツク管内指導農業士・農業士会 北海道オホーツク総合振興局</p> <p>4 参集範囲 「オホーツク管内指導農業士・農業士会」会員、 関係機関ほか</p> <p>5 研修場所 ・JAえんゆう玉葱加工施設・たまねぎ圃場 ・ふるさと館JRY ・芭露地区農作業受委託連絡協議会（コントラクター） ・有限会社 アグリサポートばろう（TMRセンター）</p> <p>6 その他 ・本研修会は「オホーツク管内指導農業士・農業士会」会員向けの研修会であり、一般の方は対象としておりません。 ・視察先の詳細（地図等）を希望される方は、下記へ連絡をお願いします。</p>
担 当	<p>オホーツク総合振興局 産業振興部 農務課 課長 畠山 透</p> <p>電 話：0152-41-0660 FAX：0152-44-0240</p> <div style="text-align: right;">  </div>

令和元年 オホーツク管内指導農業士・農業士 夏期研修会  
開催要領

1 目的

北海道指導農業士認定要綱第6及び北海道農業士認定要領第9の規定に基づき、管内の指導農業士及び農業士の一層の資質向上を図り、その活動を助長するため、夏期研修会を開催する。

2 主催

オホーツク管内指導農業士・農業士会  
北海道オホーツク総合振興局

3 日時

令和元年6月12日(水) 10:30～

4 場所

(1) 集合 湧別町文化センターTOM駐車場 (湧別町中湧別中町 3020-1)

(2) 視察先

- ① たまねぎ加工施設 (JAえんゆう)、たまねぎほ場
- ② ふるさと館JRY (郷土館)
- ③ 芭露地区コントラクター、アグリサポートばろう (TMRセンター)

5 日程

時間	項目	場所	摘要
10:30～11:00	受付	湧別町文化センターTOM駐車場	雨天時：TOM会議室
11:00～11:10	開会	同上	
11:30～12:20	視察	たまねぎ加工施設	
12:30～12:45	視察	たまねぎほ場	
13:00～13:30	昼食	ふるさと館JRY (バス内)	弁当
13:30～14:00	視察	ふるさと館JRY	
14:30～15:00	視察	芭露地区コントラクター	
15:10～15:40	視察	(有)アグリサポートばろう	TMRセンター
16:10～16:20	閉会	湧別町文化センターTOM駐車場	雨天時：TOM会議室
17:00～	情報交換会	遠軽町内	

6 情報交換会

政寿し 〒099-0416 遠軽町大通南1丁目 電話 01589-42-2531

7 参加費

- (1) 研修会費(昼食代) 900円 (会員は無料)
- (2) 情報交換会 5,000円 (会員は4,500円)

8 留意事項

お車でお越しの方は、シストセンチュウ等の土壌病害対策のため、事前に自家用車の洗浄についてご協力をお願いします。

# 北海道指導農業士制度の概要

北海道指導農業士制度は、昭和46年に創設され、平成30年度末時点で、全道で773名、管内で109名の方が指導農業士の認定を受けられ、農業研修生等の受入れや、地域農業の牽引役として活躍されています。また、平成30年度はオホーツク管内で新たに7名の方が認定されました。



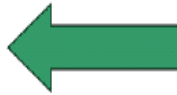
## ◇指導農業士とは

地域農業を維持・発展させ、農村社会を活性化するためには、新規就農希望者を積極的に受入れ育てていくことが大切です。このため、地域においては就農希望者に対し実践的な研修を行い新たな農業者の育成に尽力されている方々がいます。

道としては、このような農業者の方を「北海道指導農業士」として認定するとともに、その活動を応援することとしています。

### 【期待される役割】

- 1 次代の農業の担い手になろうとする者の受入れ及び指導
- 2 農村青少年及びこれらで組織するグループに対する助言、指導
- 3 地域農業の振興、農村生活の向上に関する助言、協力



次代を担う農業青年等を育成

# 北海道農業士制度の概要

北海道農業士制度は、昭和49年に創設され、平成30年度末時点で、全道で1,338名、管内で227名の方が農業士の認定を受けられ、地域農業の若いリーダーとして活躍されています。また、平成30年度はオホーツク管内で新たに3名の方が認定されました。



## ◇農業士とは

農業を取り巻く環境は、農業技術の進歩や国際化の流れなど、大きく変化している現状にあり、農業経営や農村生活についての知識や技術を習得することが重要となっています。

このことから、地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興、新規就農者に対する助言などに積極的・意欲的に活躍される農業者の方を「北海道農業士」として認定するとともに、その活動を応援することとしています。

### 【期待される役割】

- 1 新規就農者に対する助言
- 2 経営改善や地域農業の振興に関する協力



# オホーツク管内指導農業士・農業士会の概要

「オホーツク管内指導農業士・農業士会」は、オホーツク総合振興局管内に在住する指導農業士及び農業士の認定を受けた方々で組織された会です。

会では、会員相互の連携や研さん等を目的として、年に2回の研修会を開催しています。

○会長 和崎陽一（北見市／指導農業士）

○副会長 多田智弘（湧別町／指導農業士）、影山伸也（美幌町／農業士）

【令和元年・2年の活動予定】

〈夏期研修会〉（R1.6.12）湧別町農場等視察

〈冬期研修会〉（R2.1月）講演・総会・新規認定者抱負発表等（北見市内）